- 経済産業省 資源エネルギー庁の「令和8年度電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、本事業）により、電気料金の値引きを実施します。
- 2027年1月分～2027年3月分の電気料金において、国が定める値引き単価（特別措置単価）によりお客さまのご使用量に応じた値引きを実施いたします。
- 本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申込みは不要です。

<table>
<tr><td>対象</td><td colspan="3">弊社との低圧・高圧の電気のご契約
※特別高圧の電気のご契約は対象外</td></tr>
<tr><td>適用期間</td><td colspan="3">2027年1月分（2027年1月燃料費等調整単価適用分）から2027年3月分（2027年3月燃料費等調整単価適用分）まで</td></tr>
<tr><td rowspan="4">値引き単価
（特別措置単価）</td><td rowspan="2">電圧</td><td colspan="2">値引き単価（特別措置単価）(10%税込)</td></tr>
<tr><td>2027年1月分</td><td>2027年2月分及び2027年3月分</td></tr>
<tr><td>低圧</td><td>1.00円/kWh</td><td>4.50円/kWh</td></tr>
<tr><td>高圧</td><td>0.50円/kWh</td><td>2.30円/kWh</td></tr>
<tr><td>値引き方法</td><td colspan="3">（低圧）毎月のご使用量に応じて、燃料費等調整額にて値引き額を反映
（高圧）毎月のご使用量に応じて、個別の項目（「政府の支援による値引き」）にて、電気料金から値引き</td></tr>
</table>

適用期間と値引単価

●適用期間：2027年1月分~2027年3月分の電気料金

●値引単価：2027年1月分　　低圧:1.00円/kWh　高圧0.50円/kWh

　　2027年2月分、3月分　低圧:4.50円/kWh　高圧2.30円/kWh

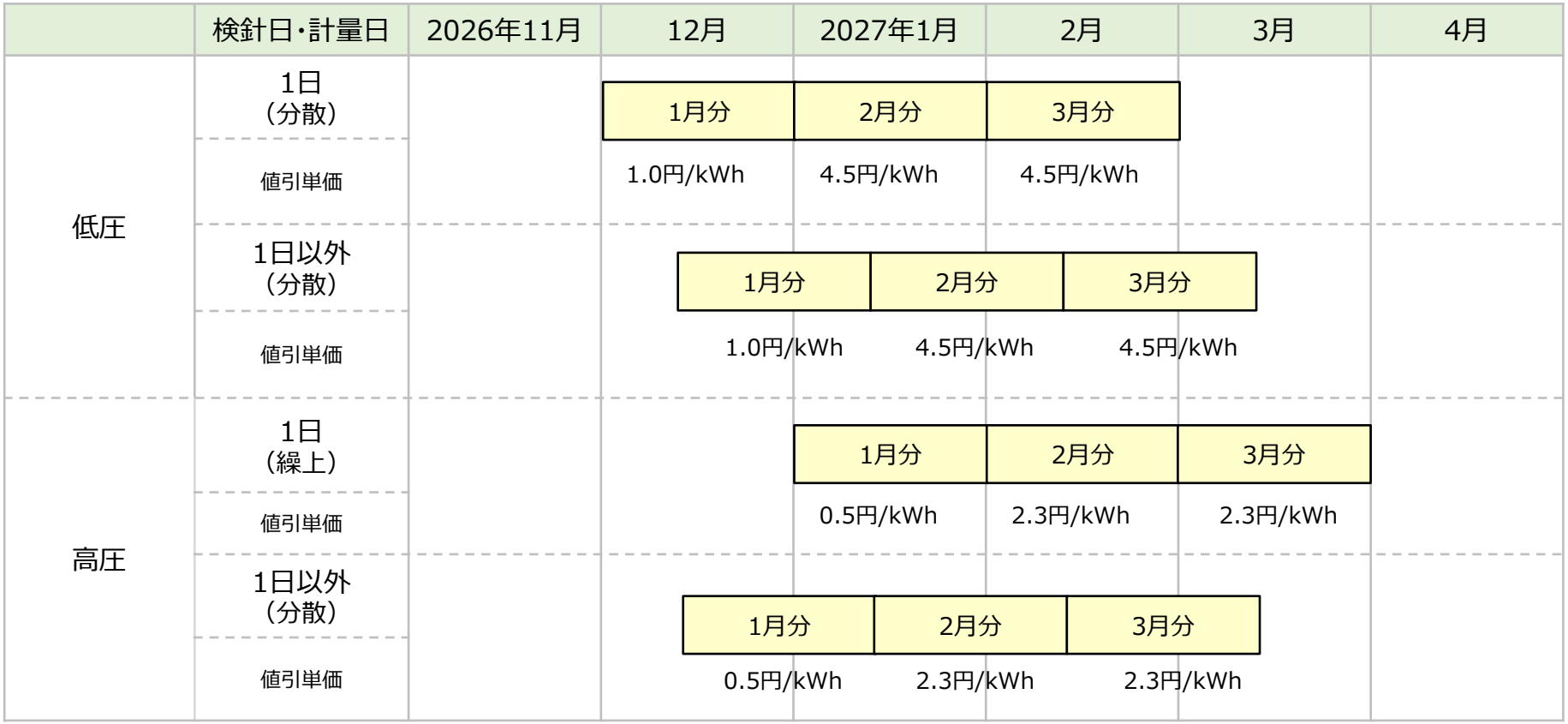

値引きのイメージ（低圧）

燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価　＝　燃料費調整単価 ＋離島ユニバーサルサービス調整単価　－　値引き単価（特別措置単価）

燃料費等調整単価 ＝ 燃料費調整単価 ＋ 離島ユニバーサルサービス調整単価（北海道、東北、中国、九州、沖縄） － 値引き単価（特別措置単価）

負担軽減支援の期間は、値引き単価（特別措置単価）を差し引いて算定

電気料金の計算方法（例）

電気料金 ＝ 基本料金 ＋ 電力量料金（電力量料金単価 × 電力使用量 ＋ 燃料費等調整額（燃料費等調整単価 × 電力使用量）） ＋ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 電力使用量）

値引きのイメージ（高圧）

電気料金の計算方法

負担軽減支援の期間は、
政府の支援による値引きを差し引いて算定

電気料金	=	基本料金	+	電力量料金 電力量料金単価 × 電力使用量	+	燃料費等調整額 燃料費等調整単価 × 電力使用量	−	政府の支援による値引き 値引き単価 （特別措置単価） × 電力使用量

+

再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 電力使用量

低圧のご契約の供給条件

低圧の電気供給約款、契約書申込書によらず、以下のように変更いたします。

1 適用期間
2027年1月分（2027年1月燃料費等調整単価適用分）から2027年3月分（2027年3月燃料費等調整単価適用分）まで

2 燃料費等調整単価
（１）燃料費調整単価
燃料費調整単価は、電気供給約款（低圧）附則３（燃料費調整）(1)ロによって算定された値といたします。

（２）離島ユニバーサルサービス調整単価
離島ユニバーサルサービス調整単価は、電気供給約款（低圧）附則６（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された値といたします。

（３）燃料費等調整単価
・燃料費等調整単価 ＝ 燃料費調整単価 ＋ 離島ユニバーサルサービス調整単価※1 － 特別措置単価
※1 （対象エリア）北海道、東北、中国、九州、沖縄
2022年5月から2023年3月までの電気供給約款適用のご契約は、九州エリアのみ適用します。
・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
低圧	2027年1月分	1.00円/kWh
	2027年2月分及び2027年3月分	4.50円/kWh

3 料金
１（適用期間）における、電気供給約款（低圧）に定める電力量料金は、電気供給約款（低圧）に定める燃料費等調整額によらず、その1月の使用電力量に２（燃料費等調整単価）に定める燃料費等調整単価（3）によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。
ただし、最低料金の定めがある場合の燃料費等調整額については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価とします。

4 適用期間の燃料費等調整単価
適用期間における燃料費等調整単価は、弊社ホームページ（https://www.ennet.co.jp/price/）にてご確認いただけます。

5 個別に供給条件を締結しているご契約
電気供給約款（低圧）に加えて、供給条件を契約書等にて定めている場合も、燃料費等調整単価から特別措置単価を値引きいたします。

高圧のご契約の供給条件

高圧の電力売買約款を以下のように変更いたします。

1 適用期間
2027年1月分（2027年1月燃料費等調整単価適用分）から2027年3月分（2027年3月燃料費等調整単価適用分）までとします。

2 政府支援による特別措置単価
政府支援による特別措置単価は、以下のとおりとします。

電圧	適用期間	政府支援による特別措置単価（10%税込）
高圧	2027年1月分	0.50円/kWh
	2027年2月分及び2027年3月分	2.30円/kWh

※特別高圧は政府支援による特別措置単価の適用はありません

3 政府支援による特別値引の対象となる使用電力量
政府支援による特別値引の対象となる使用電力量は、その「1月」の常時供給電力、予備電力及び自家発補給電力の使用電力量の合計電力量とします。

4 政府支援による特別値引
政府支援による特別値引は、上記3（政府支援による特別値引の対象となる使用電力量）に定めるその「1月」の使用電力量に、上記2に定める政府支援による特別措置単価を乗じて算定します。

5 電気料金
1（適用期間）に定める適用期間における電気料金は、電力売買約款第10条（料金の算定及び支払条件）（2）（電気料金）の規定により算定した合計金額から、上記4（政府支援による特別値引）に定める政府支援による特別値引を差し引いた金額とします。

6 個別に供給条件を締結しているご契約
電力売買約款に加えて、供給条件を契約書等にて定めている場合においても、同様に、電気料金から政府支援による特別値引を行います。